

固定資産評価審査申出制度の概要

1 固定資産評価審査申出制度とは

固定資産税の納税者は、固定資産課税台帳（補充課税台帳）に登録された価格（評価額）に不服がある場合、固定資産評価審査委員会（以下「審査委員会」といいます。）に審査の申出（以下「審査申出」といいます。）ができます。審査委員会は、町長が登録した価格に関する納税者の不服を審査するために設けられた中立的な機関です。

審査委員会に審査申出をすることができる事項は、価格に関することに限られます。

2 審査申出をすることができる方、審査申出の方法（提出書類、提出先）

審査申出をすることができる方は、固定資産税の納税者又はその代理人に限られています。

また、審査申出は、不服の内容など必要事項を記入した固定資産評価審査申出書等を提出することにより行います。

【提出書類】

提出書類	備考
固定資産評価審査申出書	様式第1号（土地）、様式第2号（家屋）、 様式第3号（償却資産） * 正副2部提出してください。
法人の代表者の資格を証する書面	<u>法人の場合。</u> 代表者事項証明書（写し不可*）、全部事項証明書（写し不可*）等。
代表者又は管理人の資格を証する書面	<u>法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めがあるものの場合。</u>
代理人の資格を証する書面	審査申出を代理人によってする場合。委任状（写し不可*）。

※ 必要に応じて、審査委員会から資料の提出を求めることがあります。

【提出先】

固定資産評価審査委員会事務局（総務課）

なお、審査申出に当たっては、提出先において、評価の根拠等について、あらかじめ十分な説明を受けていただくようお願いします。

3 審査申出をすることができる期間

固定資産課税台帳に価格（評価額）等の登録をした旨の公示があった日から納税通知書の交付を受けた日後 3 か月以内（※）です。この期間を過ぎると審査をすることができません。

※ すでに固定資産課税台帳に登録された価格が修正された場合は、修正通知を受けた日から3か月以内です。この場合、審査申出をすることができる事項は、価格のうち修正された範囲に限られます。

4 審査申出できる事項

地方税法第432条第1項の規定により、審査委員会に審査申出できる事項は、「固定資産の価格」に限られます。例を挙げると以下のとおりです。

- (1) 路線価
- (2) 地積
- (3) 地目
- (4) 画地計算にあたっての補正等の適用の適否と補正係数

5 評価についての照会

審査申出人は、評価の基になった資料など、審査委員会に不服を主張するために必要がある事項について、書類等の写しの交付を請求することができます。

*コピー機使用料として1枚につき10円(カラーの場合は40円)、郵送を希望するときは、郵送料を負担していただきます。

6 審査の方法

審査は、原則として書面で行います。

審査申出人からの審査申出書、反論書や、町長からの弁明書をもとに書面審査を行います。

なお、審査委員会が必要であると判断した場合は、実地調査や口頭審理(審査申出人及び評価庁が出席し、口頭による陳述を聴取することにより、双方の主張、争点、事実関係等を明らかにするもの。)を行います。

希望により、口頭で意見を述べることができます。

審査申出人は、希望により、審理の際に口頭で意見を述べるができます(以下「口頭意見陳述」といいます。)

口頭意見陳述には、評価担当職員は出席しません。

7 審査申出の流れ

(1)審査申出書の受付と形式の審査

審査申出書が提出されると、不服の内容を審査する前に、まず、必要な添付書類があるか、期限内に提出されたものであるかなど、適法な形式を備えているかどうかを審査します。

審査申出書に不備があった場合は、審査委員会から補正通知をお送りしますので、その内容に従って補正していただくことになります。

審査申出期間後に提出された審査申出書や、補正通知をお送りしても補正されなかったものは、不適法であるため却下されることがあります。

(2)審査の流れ

①弁明書の提出

審査委員会は、評価者である町長の主張等を明らかにするため、町長に対して弁明書の提出を求めます。

町長から提出された弁明書は、審査申立人と審査委員会にそれぞれ送付されます。

②反論書の提出

審査申立人は、送付を受けた弁明書に対する反論書を提出することができます。

③実地調査

審査委員会は、審査申立人の申立て又は職権で、実地調査を行うことができます。

実地調査を行う場合には、あらかじめ、日時、場所を通知します。審査申立人はその調査に立ち会います。

④口頭意見陳述

審査申立人は、申出により、口頭により意見を述べるすることができます。

8 審査決定

審査決定には次の３種類があります。

- (1) 認容：審査申出人の主張の全部又は一部を認め、価格（評価額）を修正すること
- (2) 棄却：審査申出人の主張は価格（評価額）を修正すべき正当な理由には当たらないとして、主張を退けること
- (3) 却下：審査申出期間後に提出された申出や価格（評価額）以外に関する不服の申出など、不適法であることを理由に申出を退けること

審査委員会では、できるだけ早く審査決定を行うよう手続を進めますが、審査手続には慎重を期することも求められており、審査申出の件数が多数に上った場合など、審査に時間がかかることがあります。

審査決定に不服がある場合は、審査決定の取消しを求めて、審査決定書の送付を受けた日から６か月以内に訴訟を提起することができます。

*** 審査申出をした場合でも、固定資産税の納期限は延長されません。**

納期限を過ぎますと滞納扱いとなりますので、固定資産税は納期限までにお納めください。（仮に、納付いただいた後に、審査決定に基づき価格が修正され、固定資産税額が減額された結果、過払い部分が生じた場合には、還付がなされることとなります。）

○担当部署

担当事務	担当課	連絡先
固定資産評価審査委員会事務局	総務課	0178-56-2116
固定資産評価、課税担当	税務課	0178-56-4704